

日医発第 1258 号 (保 292)  
平成 27 年 3 月 30 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 27 年 3 月 24 日付け厚生労働省告示第 112 号及び 113 号をもって薬価基準及び掲示事項等告示の一部が改正され、平成 27 年 3 月 25 日から適用されました。今回の改正の概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 5 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品（内用薬 1 品目）の薬価基準収載について

- (1) 平成 27 年 3 月 24 日付け厚生労働省告示第 112 号をもって薬価基準の一部が改正され、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった以下の内用薬 1 品目が薬価基準の別表に第 14 部追補(10)として収載された。

薬効分類	625 抗ウイルス剤（内用薬）		
成分名	ドルテグラビルナトリウム／アバカビル硫酸塩／ラミブジン		
会社名	ヴィーブヘルスケア（株）		
販売名	トリーメク配合錠	規格単位・薬価	1 錠 7,000.30 円
効能・効果	HIV 感染症		

(2) また、平成 27 年 3 月 24 日付け厚生労働省告示第 113 号をもって掲示事項等告示の一部が改正され、上記「トリーメク配合錠」については新医薬品の投薬期間制限（14 日分を限度）の例外とされた。

(3) さらに、平成 27 年 3 月 24 日付け保医発 0324 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、上記「トリーメク配合錠」の薬価基準収載に伴う留意事項等が、以下のとおり示された。

＜トリーメク配合錠＞

本製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

## 2. 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴う販売名の変更について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった新名称の医薬品（オロパタジン塩酸塩錠 2.5mg「クニヒロ」等、内用薬 4 品目）が薬価基準の別表に第 14 部追補(10)として収載された。

また、当該内用薬 4 品目については、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 13 号）の別紙 1 に追加され、診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品とされた。

(2) 一方、旧名称の医薬品（オロパタジン塩酸塩錠 2.5mg「ザイダス」等、内用薬 4 品目）は掲示事項等告示の別表第 4 に収載され、平成 27 年 10 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外することとされた。

## 3. 経過措置品目について

(1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 45 品目、注射薬 29 品目及び外用薬 12 品目）について、掲示事項等告示の別表第 7 に収載することにより、平成 28 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外するものであること。

(2) また、掲示事項等告示の別表第 2 に収載されている医薬品については、平成 27 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外することとしているが、医療上の必要性の観点等から、その使用期限を延長する医薬品（モクタール 10g 及びラベンダー油 1mL）について、掲示事項等告示の別表第 2 から削除し、別表第 7 に収載することにより、平成 28 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外するものであること。

（添付資料）

1. 官報（平 27. 3. 24 号外第 64 号抜粋）

2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（平 27. 3. 24 保医発 0324 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考資料）

新医薬品等一覧表（平成 27 年 3 月 18 日 中医協総会資料（総-3-1）抜粋）

○厚生労働省告示第百十二号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬  
 価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年三月二十五  
 日から適用する。

平成二十七年三月二十四日 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
 別表に次のように加える。

品名	第14部 追補 (10)		薬価 円
	内	用	
(お) オロパタジン塩酸塩錠2.5mg 「クニヒロ」			24.00
オロパタジン塩酸塩錠5mg 「クニヒロ」			25.90
(そ) ゾルピデム酒石酸塩錠5mg 「クニヒロ」			20.20
ゾルピデム酒石酸塩錠10mg 「クニヒロ」			33.20
(と) トリメタム配合錠			7,000.30

○厚生労働省告示第百十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ、第二十一条第三号へ及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月二十五日から適用する。

平成二十七年三月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第六中「別表第4に収載されている医薬品を」の下に、「平成二十八年四月一日以降においては別表第7に収載されている医薬品を」を加え、「同年四月一日以降においては」を「平成二十七年四月一日以降においては」に改める。

第十二号(一)中「及びコムブレラ配合錠」を「コムブレラ配合錠及びトリメタ配合錠」に改める。

別表第2第3部外用薬中「モクタール

(ち) 「<sup>スズ</sup>ラベンダー油」  
10g

1mL」  
別表第4に次のように加える。

第3部 追 補 薬 (2)  
内 用

品 名 規 格 単 位

(お) オロバタンジン塩酸塩錠 2.5mg 「ザイダズ」 2.5mg1錠  
オロバタンジン塩酸塩錠 5mg 「ザイダズ」 5mg1錠

(ぞ) ソルビデム酒石酸塩錠 5mg 「ZJ」 5mg1錠

(ち) ソルビデム酒石酸塩錠 10mg 「ZJ」 10mg1錠  
別表第6の次(2)の「<sup>スズ</sup>ラベンダー油」  
別表第7

品 名 第1部 内 用 規 格 単 位

(あ) アクタリット錠 100mg 「マイラン」 100mg1錠

(い) イミダゾリル塩酸塩錠 2.5mg 「マイラン」 2.5mg1錠

(う) イミダゾリル塩酸塩錠 5mg 「マイラン」 5mg1錠

(え) イミダゾリル塩酸塩錠 10mg 「マイラン」 10mg1錠

(ろ) イリコロンM配合錠 1錠 1錠

(を) カルソデオキシコール酸塩 50mg 「NPJ」 50mg1錠

(カ) カルソデオキシコール酸塩 100mg 「NPJ」 100mg1錠

(キ) エバスチンOD錠 5mg 「SN」 5mg1錠

(ク) エバスチンOD錠 10mg 「SN」 10mg1錠

(コ) エソンドキシニン錠 50mg 50mg1錠

(カ) オーハラキシニン錠 100mg 100mg1錠

(カ)

ガタンフル錠 25mg 25mg1錠  
葛根湯エキスA顆粒 1g 1g

肝臓加水分解物腸溶錠 100mg 「NPJ」 100mg1錠

(ク)

クラリスロキサミンD S 10%小児用 「CH」 100mg1g

(ケ)

ゲファルナート細粒 10% 「NPJ」 10%1g

(キ)

サカモト黄連解毒湯エキス顆粒ーS 1g 1g

サカモト小柴胡湯エキス顆粒 1g 1g

サカモト小青竜湯エキス顆粒ーS 1g 1g

サカモト大柴胡湯エキス顆粒ーS 1g 1g

サカモト半夏瀉心湯エキス顆粒 1g 1g

三和コウジン末 1g 1g

(ク)

ソピタム錠 30mg 30mg1錠

(ケ)

ダレンカアアセル 1mg 1mg1カアアセル

ダレンカアアセル 2mg 2mg1カアアセル

(コ)

チザニジン錠 1mg 「NPJ」 1mg1錠

チラーヂン末 1g 1g

(ケ)

テオファリン錠 100mg 「アメル」 100mg1錠

テルザニオン錠 1mg 1mg1錠

(ケ)

ネオバルギンS 98.47%10g

(ハ)

ハムスターS 130 130%10ml

ハムスターG 75 75%10ml

ハラナジソノカアアセル 0.1mg 0.1mg1カアアセル

ハラナジソノカアアセル 0.2mg 0.2mg1カアアセル

ハルバシソノカアアセル 10 10mg1カアアセル

ハルバシソノカアアセル 20 20mg1カアアセル

ハルリーアアアセル 0.1mg 0.1mg1カアアセル

(ハ)

プロメトソ錠 0.25mg 0.25mg1錠

プロゲン錠 135mg 135mg1錠

(ミ)

ミグレニン 「ホエイ」 1g 1g

(ミ)

品名	第2部注	射	薬	規格単位
メサドリンS配合顆粒 (め)				1g
ラクツロース末・P (ろ)				1g
レバミピド錠 100mg 「マイラン」 (れ)				100mg1錠
ロメバクトカブセル 100mg (ろ)				100mg1カブセル
ロラタジノンD錠 10mg 「マイラン」 (ら)				10mg1錠
イノシン静注 400mg 「トローラ」 (い)				2% 20ml1管
イマジンニール 300注 20ml (い)				62.34% 20ml1瓶
イマジンニール 300注 50ml (い)				62.34% 50ml1瓶
イマジンニール 300注 100ml (い)				62.34% 100ml1瓶
イマジンニール 350注 20ml (い)				72.73% 20ml1瓶
イマジンニール 350注 50ml (い)				72.73% 50ml1瓶
イマジンニール 350注 100ml (い)				72.73% 100ml1瓶
イムノマックスーラ注 300 (い)			300万国内標準単位1瓶(溶解液付)	
H F-ソリタ血液ろ過用補充液・L (い)				1L1袋
H F-ソリタ血液ろ過用補充液・L (い)				2L1袋
H F-ソリタ血液ろ過用補充液・B Wキット (い)				1010ml1キット
H F-ソリタ血液ろ過用補充液・B Wキット (い)				2020ml1キット
カロナリーH輸液 (か)				1.4L1袋
カロナリーM輸液 (か)				1.4L1袋
カロナリーL輸液 (か)				1.4L1袋
キンダリー透析剤 2D (き)				3袋1組
セレザイム注 200 U (せ)				200単位1瓶
注射用ルシドリアル 250mg (ち)				250mg1瓶
フラス点滴静注液 50mg (ふ)				0.1% 50ml1袋
フラス点滴静注液 100mg (ふ)				0.2% 50ml1袋
フラス点滴静注液 200mg (ふ)				0.2% 100ml1袋
フルコナゾール静注液 50mg 「マイラン」 (ふ)				0.1% 50ml1瓶

品名	第3部外	用	薬	規格単位
フルコナゾール静注液 100mg 「マイラン」 (ふ)				0.2% 50ml1瓶
ベナスミン注 30mg (ま)				3% 1ml1管
マスキエラックス静注用 4mg (ま)				4mg1管(溶解液付)
マスキエラックス静注用 10mg (ま)				10mg1瓶
ラクトリンゲル液「フソウ」 (り)				1L1瓶
リブラス1号輸液 (り)				1L1瓶
レバサルト注 (れ)				1ml1管
アイピチナル点眼液 0.01% (あ)				0.5mg5ml1瓶
アズノール・ガージェル顆粒 0.4% (あ)				0.4% 1g
イソトモロール点眼液 0.5% (い)				0.5% 1ml
オーハラキシ点眼液 0.3% (お)				0.3% 1ml
ジクロフェナクナトリウムパッチ 70mg 「オオイシ」 (し)				7cm×10cm1枚
ジクロフェナクナトリウムパッチ 140mg 「オオイシ」 (し)				10cm×14cm1枚
ストメリンDエアロゾル (す)				5ml1瓶
点眼用エリコリテ (て)				1ml
パステル温感ハツテ (は)				10g
ボリシラール軟膏 0.025% (は)				0.025% 1g
モクタール (も)				10g
ラベンダー油 (ら)				1ml
リゾテイア点眼液 0.5% (り)				0.5% 1ml
レボフロキサシン点眼液 0.5% 「CH」 (れ)				0.5% 1ml

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が、平成27年厚生労働省告示第112号をもって改正されるとともに、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が、平成27年厚生労働省告示第113号をもって改正され、平成27年3月25日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準の改正に伴い、「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（平成26年3月5日付け保医発0305第13号。以下「加算等後発医薬品通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1) 及び (2) により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 934	3, 951	2, 540	26	16, 451

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬4品目）について、掲示事項等告示の別表第4に収載することにより、平成27年10月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第4に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	133	50	29	0	212

(3) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬45品目、注射薬29品目及び外用薬12品目）について、別表第7に収載することにより、平成28年4月1日以降、使用医薬品から除外するものであること。

また、掲示事項等告示の別表第2に収載されている医薬品については、平成27年4月1日以降、使用医薬品から除外することとしているが、医療上の必要性の観点等から、その使用期限を延長する医薬品（外用薬2品目）について、掲示事項等告示の別表第2から削除し、別表第7に収載することにより、平成28年4月1日以降、使用医薬品から除外するものであること。

(4) (3)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	342	111	66	0	519

(5) (3)により掲示事項等告示の別表第7に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	45	29	14	0	88

(6) 新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)ハに規定する投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

・ トリーメク配合錠

## 3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

トリーメク配合錠

本製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

## 4 関係通知の一部改正について

加算等後発医薬品通知の別紙1に別添に掲げる医薬品を加え、平成27年3月25日から適用する。



[ 別添 ]

## 別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1129009F1343	ゾルピデム酒石酸塩	5mg 1錠	局 ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	20.20
内用薬	1129009F2340	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1錠	局 ゾルピデム酒石酸塩錠10mg 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	33.20
内用薬	4490025F1295	オロパタジン塩酸塩	2.5mg 1錠	オロパタジン塩酸塩錠2.5mg 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	24.00
内用薬	4490025F2291	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠	オロパタジン塩酸塩錠 5mg 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	25.90

( 参 考 1 )

### 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬 オロパタジン塩酸塩錠2.5mg「クニヒロ」	オロパタジン塩酸塩	2.5mg 1 錠	24 . 00
2	内用薬 オロパタジン塩酸塩錠 5 mg「クニヒロ」	オロパタジン塩酸塩	5 mg 1 錠	25 . 90
3	内用薬 局 ゾルピデム酒石酸塩錠 5 mg「クニヒロ」	ゾルピデム酒石酸塩	5 mg 1 錠	20 . 20
4	内用薬 局 ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「クニヒロ」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1 錠	33 . 20
5	内用薬 トリーメク配合錠	ドルテグラビルナトリウム／アバカビル硫酸塩 ／ラミブジン	1 錠	7,000 . 30

( 参 考 2 )

## 掲示事項等告示

別表第4 (平成27年9月30日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 内用薬	オロパタジン塩酸塩錠2.5mg「ザイダス」	オロパタジン塩酸塩	2.5mg 1錠
2 内用薬	オロパタジン塩酸塩錠5mg「ザイダス」	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠
3 内用薬	局 ギルピデム酒石酸塩錠5mg「ZJ」	ギルピデム酒石酸塩	5mg 1錠
4 内用薬	局 ギルピデム酒石酸塩錠10mg「ZJ」	ギルピデム酒石酸塩	10mg 1錠

掲示事項等告示

別表第7 (平成28年3月31日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	アクタリット錠100mg「マイラン」	アクタリット	100mg 1錠
2	内用薬	局 イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「マイラン」	イミダプリル塩酸塩	2.5mg 1錠
3	内用薬	局 イミダプリル塩酸塩錠5mg「マイラン」	イミダプリル塩酸塩	5mg 1錠
4	内用薬	局 イミダプリル塩酸塩錠10mg「マイラン」	イミダプリル塩酸塩	10mg 1錠
5	内用薬	イリコロンM配合錠	ピペタナート塩酸塩・アカメガシワエキス	1錠
6	内用薬	局 ウルソデオキシコール酸錠50mg「NP」	ウルソデオキシコール酸	50mg 1錠
7	内用薬	局 ウルソデオキシコール酸錠100mg「NP」	ウルソデオキシコール酸	100mg 1錠
8	内用薬	局 エバスチンOD錠5mg「SN」	エバスチン	5mg 1錠
9	内用薬	局 エバスチンOD錠10mg「SN」	エバスチン	10mg 1錠
10	内用薬	エマンダキシシン錠50mg	トフィソパム	50mg 1錠
11	内用薬	オーハラキシシン錠100mg	オフロキサシン	100mg 1錠
12	内用薬	ガタンブル錠25mg	ピレンゼピン塩酸塩水和物	25mg 1錠
13	内用薬	葛根湯エキスA顆粒	葛根湯エキス	1g
14	内用薬	肝臓加水分解物腸溶錠100mg「NP」	肝臓加水分解物	100mg 1錠
15	内用薬	クラリスロマイシンDS10%小児用「CH」	クラリスロマイシン	100mg 1g
16	内用薬	ゲファルナート細粒10%「NP」	ゲファルナート	10% 1g
17	内用薬	サカモト黄連解毒湯エキス顆粒-S	黄連解毒湯エキス	1g
18	内用薬	サカモト小柴胡湯エキス顆粒	小柴胡湯エキス	1g
19	内用薬	サカモト小青竜湯エキス顆粒-S	小青竜湯エキス	1g
20	内用薬	サカモト大柴胡湯エキス顆粒-S	大柴胡湯エキス	1g
21	内用薬	サカモト半夏瀉心湯エキス顆粒	半夏瀉心湯エキス	1g
22	内用薬	三和コウジン末	コウジン	1g
23	内用薬	ソピタム錠30mg	チメピジウム臭化物水和物	30mg 1錠
24	内用薬	ダレンカプセル1mg	エメダスチンフマル酸塩	1mg 1カプセル
25	内用薬	ダレンカプセル2mg	エメダスチンフマル酸塩	2mg 1カプセル
26	内用薬	チザニジン錠1mg「NP」	チザニジン塩酸塩	1mg 1錠
27	内用薬	局 チラーゼン末	乾燥甲状腺	1g
28	内用薬	テオフィリン錠100mg「アメル」	テオフィリン	100mg 1錠
29	内用薬	テルザニン錠1mg	チザニジン塩酸塩	1mg 1錠
30	内用薬	ネオバルギンS	硫酸バリウム	98.47%10g
31	内用薬	バムスターS130	硫酸バリウム	130%10mL
32	内用薬	バムスターG75	硫酸バリウム	75%10mL

No	薬価基準名	成分名	規格単位
33	内用薬 ハラナシンカプセル0.1mg	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1 カプセル
34	内用薬 ハラナシンカプセル0.2mg	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1 カプセル
35	内用薬 パルパシンカプセル10	ピロキシカム	10mg 1 カプセル
36	内用薬 パルパシンカプセル20	ピロキシカム	20mg 1 カプセル
37	内用薬 ハルリーブカプセル0.1mg	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1 カプセル
38	内用薬 ブロメトン錠0.25mg	ブロチゾラム	0.25mg 1 錠
39	内用薬 マロゲン錠135mg	アカメガシワエキス	135mg 1 錠
40	内用薬 局 ミグレニン「ホエイ」	ミグレニン	1 g
41	内用薬 メサドリンS配合顆粒	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L-グルタミン	1 g
42	内用薬 ラクツロース末・P	ラクツロース	1 g
43	内用薬 局 レバミピド錠100mg「マイラン」	レバミピド	100mg 1 錠
44	内用薬 ロメバクトカプセル100mg	塩酸ロメフロキサシン	100mg 1 カプセル
45	内用薬 ロラタジンOD錠10mg「マイラン」	ロラタジン	10mg 1 錠
46	注射薬 イノシン静注400mg「トーワ」	イノシン	2%20mL 1 管
47	注射薬 イマジニール300注20mL	イオキシラン	62.34%20mL 1 瓶
48	注射薬 イマジニール300注50mL	イオキシラン	62.34%50mL 1 瓶
49	注射薬 イマジニール300注100mL	イオキシラン	62.34%100mL 1 瓶
50	注射薬 イマジニール350注20mL	イオキシラン	72.73%20mL 1 瓶
51	注射薬 イマジニール350注50mL	イオキシラン	72.73%50mL 1 瓶
52	注射薬 イマジニール350注100mL	イオキシラン	72.73%100mL 1 瓶
53	注射薬 イムノマックスγ注300	インターフェロンガンマー1a（遺伝子組換え）	300万国内標準単位 1 瓶（溶解液付）
54	注射薬 HF-ソリタ血液ろ過用補充液・L	人工透析液	1 L 1 袋
55	注射薬 HF-ソリタ血液ろ過用補充液・L	人工透析液	2 L 1 袋
56	注射薬 HF-ソリタ血液ろ過用補充液・BWキット	人工透析液	1010mL 1 キット
57	注射薬 HF-ソリタ血液ろ過用補充液・BWキット	人工透析液	2020mL 1 キット
58	注射薬 カロナリーH輸液	高カロリー輸液用基本液	1.4L 1 袋
59	注射薬 カロナリーM輸液	高カロリー輸液用基本液	1.4L 1 袋
60	注射薬 カロナリーL輸液	高カロリー輸液用基本液	1.4L 1 袋
61	注射薬 キンダリー透析剤2D	人工透析液	3 袋 1 組
62	注射薬 セレザイム注200U	イミグルセラゼ（遺伝子組換え）	200単位 1 瓶
63	注射薬 注射用ルシドロール250mg	メクロフェノキサート塩酸塩	250mg 1 瓶
64	注射薬 フラノス点滴静注液50mg	フルコナゾール	0.1%50mL 1 袋
65	注射薬 フラノス点滴静注液100mg	フルコナゾール	0.2%50mL 1 袋
66	注射薬 フラノス点滴静注液200mg	フルコナゾール	0.2%100mL 1 袋

No	薬価基準名	成分名	規格単位
67	注射薬 フルコナゾール静注液50mg「マイラン」	フルコナゾール	0.1%50mL 1 瓶
68	注射薬 フルコナゾール静注液100mg「マイラン」	フルコナゾール	0.2%50mL 1 瓶
69	注射薬 ベナスミン注30mg	ジフェンヒドラミン塩酸塩	3% 1 mL 1 管
70	注射薬 マスキュラックス静注用 4 mg	ベクロニウム臭化物	4 mg 1 管 (溶解液付)
71	注射薬 マスキュラックス静注用10mg	ベクロニウム臭化物	10mg 1 瓶
72	注射薬 ラクトリンゲル液" フソー"	乳酸リンゲル	1 L 1 瓶
73	注射薬 リプラス 1 号輸液	開始液	1 L 1 瓶
74	注射薬 レバサルト注	肝臓エキス・フラビンアデニンジヌクレオチド	1 mL 1 管
75	外用薬 アイビナール点眼液0.01%	イブジラスト	0.5mg 5 mL 1 瓶
76	外用薬 アズノール・ガーグル顆粒0.4%	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	0.4% 1 g
77	外用薬 インドメロール点眼液0.5%	インドメタシン	0.5% 1 mL
78	外用薬 オーハラキシ点眼液0.3%	オフロキサシン	0.3% 1 mL
79	外用薬 ジクロフェナクナトリウムパップ70mg「オオイシ」	ジクロフェナクナトリウム	7 cm×10 cm 1 枚
80	外用薬 ジクロフェナクナトリウムパップ140mg「オオイシ」	ジクロフェナクナトリウム	10 cm×14 cm 1 枚
81	外用薬 ストメリンDエアロゾル	硫酸イソプロテレノール・臭化メチルアトロピン配合剤	5 mL 1 瓶
82	外用薬 点眼用エリコリ T	エリスロマイシンラクトビオン酸塩・コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム	1 mL
83	外用薬 パステル温感ハップ	パップ剤	10 g
84	外用薬 ポリシラール軟膏0.025%	フルオシノロンアセトニド	0.025% 1 g
85	外用薬 モクタール	モクタール	10 g
86	外用薬 ラベンダー油	ラベンダー油	1 mL
87	外用薬 リゾティア点眼液0.5%	リゾチーム塩酸塩	0.5% 1 mL
88	外用薬 局 レボフロキサシン点眼液0.5%「CH」	レボフロキサシン水和物	0.5% 1 mL

### 新医薬品一覧表(平成27年3月25日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	トリーメク配合錠	1錠	ヴィーブヘルスケア	ドルテグラビルナトリウム/アバカビル硫酸塩/ラミブジン	新医療用配合剤	7,000.30円	類似薬効比較方式(I)		内625 抗ウイルス剤(HIV感染症用薬)	2

	品目数	成分数
内用薬	1	1
注射薬	0	0
外用薬	0	0
計	1	1